

陸災技発第4号
令和6年7月1日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
各都道府県支部事務局長 様

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
技術管理部長

電気自動車の整備の業務等に係る特別教育に係る労働安全衛生規則等
の改正について

標記については、令和6年7月1日付け陸貨災防発第157号により当協会会長から各支部長あて通知したところです。

同通知に基づく当協会における具体的対応等については下記のとおりとしますので、その運用に遺漏なきようお願いいたします。

記

1 基本的対応について

対地電圧が50ボルトを超える低圧（直流750ボルト以下、交流600ボルト以下）の蓄電池を内蔵する自動車の整備の業務に労働者を就かせる場合には、従前から、労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）第36条第4号の2における特別教育を実施することが義務付けられています。

今回の改正により蓄電池の電圧の上限が撤廃され、対地電圧が50ボルトを超える蓄電池を内蔵する自動車の整備の業務は全て特別教育の対象となりました。

バッテリーフォークリフトなどの車両系荷役運搬機械も「自動車」の範囲に含まれることから、これらの車両の整備業務を自ら実施する会員事業場に対して、改正内容の周知をお願いします。

2 具体的対応について

(1) 陸運業における主な対象の自動車

対地電圧が50ボルトを超える蓄電池を内蔵する自動車には、バッテリー式のフォークリフト等の車両系荷役運搬機械が含まれること。

(2) バッテリー式のフォークリフトにおける留意事項

バッテリー式のフォークリフト（以下「バッテリーフォーク」という。）を所有する会員事業場が、定期自主検査（資格を有する労働者による特定自主検査を含む。）を実施した結果、当該バッテリーフォークに異常が認められ、自社の労働者に整備の業務を行わせる場合には、安全衛生特別教育規程（昭和47年9月30日付け労働省告示第92号）第6条の2に基づく特別教育を修了している者に当該バッテリーフォークの整備の業務を行わせること。

(3) バッテリーフォーク以外の車両系荷役運搬機械における留意事項

バッテリーフォーク以外の対地電圧が50ボルトを超える蓄電池を内蔵する車両系荷役運搬機械を所有する会員事業場が、自社の労働者による当該機械の定期自主検査を実施した結果、当該機械に異常が認められ、自社の労働者に整備の業務を行わせる場合も、上記（2）と同様であること。

(4) 特別教育について

当協会としては、電気自動車等の整備の業務に係る特別教育を実施する予定はないこと。

担 当	技術管理部技術課 課長 井上 健 主査 早坂 稔男
--------	---------------------------------